

運営指導における主な指摘事項

(1) 指定基準について

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「条例」といいます）（平成24年さいたま市条例第58号）により事業所運営上の基準を定めています。

※施設入所支援は「さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」

また、基準の解釈にあたり、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（以下「解釈通知」といいます）（平成18年12月6日障発第1206001号）を参照しています。

解釈通知 第一の1において、『基準』は、指定障害福祉サービス事業者等が法に規定する便宜を適切に実施するため、**必要な最低限度**の基準を定めたものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならない、とされておりますことに留意してください。

次ページより主な指摘事項の項目と内容になりますのでご確認ください。

項 目	内 容
1. 従業員の員数	① 基準上必要な人員を配置していない。 （人員不足の他に、医師の未配置、看護師の未配置、夜間時間帯の生活支援員の未配置など） ※ 常勤職員が他の事業所を兼務していたため常勤要件を満たしていないなど、特に注意してください。どちらの事業所に何時から何時まで勤務するのかを明らかにし、勤務の状況を確実に把握してください。 ※ 人員欠如はサービス提供に支障をきたし、利用者からの苦情相談や、安全性等に不安を感じた従業員からの通報にもつながる事案です。人員配置基準を満たしているか必ず確認してください。 ② 常勤の要件を満たしていない。 ※ 「常勤換算方法」 指定障害福祉サービス事業所等の従業員の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数です。 ※ 「常勤」 指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。
2. 内容及び <u>手続の説明及び同意</u> （重要事項説明書） 	① 必要な重要事項（運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等）が欠けている。または、当該内容に誤りがある。 ※ 従業員の職務の内容、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていない事例があります。 ② 運営規程の記載内容又はサービスの実態と一致していない。 ※ 特に、従業員の員数（「〇名以上」可）、営業日及び営業時間、支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額、苦情処理の体制、が正しく記載されていない事例があります。

項 目	内 容
<u>3. 入退居の記録の記載等（共同生活援助のみ）</u>	○ 入退居に際して、必要な事項を市に報告をしていない。 ※ 報告様式（契約内容報告書） https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/001/p082967.html
<u>4. サービスの提供の記録</u>	① サービスの提供の記録に、提供したサービスの具体的内容等を記載していない。 ※ 提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を、記録してください。 ※ 記録は、<u>後日一括して行うのではなく、サービスの提供の都度行ってください。</u> （療養介護、共同生活援助、施設入所支援においては、後日一括して記録することも差し支えありません。） ② 支給決定障害者等の確認を受けていない。 ※ 確認は、<u>後日一括して受けるのではなく、サービスの提供の都度受けてください。</u> （療養介護、共同生活援助、施設入所支援においては、後日一括して記録することも差し支えありません。）

項 目	内 容
5. <u>利用者負担額等の受領</u>	① 利用者負担額を受領していない。 ② 日用品費の中に、明らかに利用者が使用しない物品が含まれている。 ③ 提供する便宜に要する費用のうち、受領が認められる範囲を超えて支払いを受けている。 ※ 食材料費や光熱水費等、実費を超えて支払いを受けることはできません。定期的に精算を行ってください。 ※ 共同生活援助において家賃に含めることができる項目についても決まりがあります。（礼金は不可等）障害政策課に確認してください。 ※ 提供する福祉サービスによっても、受領が可能な費用の範囲が異なる場合があります。条例や解釈通知等を確認してください。 ▶ 参考「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年・厚生労働省）」 ▶ 参考「グループホームにおける食材料費の取扱い等について（令和5年・厚生労働省）」 ④ サービスの内容及び費用について説明をしていない。 ※ 料金表を作成していない、自己負担額がないという理由で説明を省略している事例があります。 ※ 所得状況により負担上限額が途中で変わるケースもあるため、提供するサービスに要する費用の全体額から最終的な自己負担額まで、説明してください。
6. <u>介護給付費の額に係る通知等</u>	○ 介護給付費の受領前に通知をしている。 ※ 介護給付費の<u>受領日以降</u>に通知してください。

項 目	内 容
<u>7. 個別支援計画の作成等</u>	① サービス管理責任者が個別支援計画の作成に関する業務を担当せず、サービス管理責任者以外の従業者がアセスメント、計画の原案作成、利用者等への説明等を行っている。 ② アセスメントを実施していない。または、記録が無い。 ※ アセスメントとは、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活並びに課題等の把握を行うことを言います。 ※ アセスメントは計画変更時にも必ず実施し、記録を残してください。 ③ 個別支援計画の原案について意見を求めるための会議（個別支援会議）を開催していない。または、記録していない。 ※ アセスメント、個別支援計画の原案作成、個別支援会議の実施など、計画作成に係る流れが確認できるよう記録を整備してください。 ④ 個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない。 ⑤ 必要に応じて個別支援計画の変更を行っていない。
<u>8. 工賃の支払（生活介護）</u>	○ 生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていない。 ▶ 参考 https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1002-1.html →「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」 （社会福祉法人以外が設置する事業所の場合） ▶ 参考 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000153864.pdf →「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」 （社会福祉法人が設置する事業所の場合）

項 目	内 容
<u>9. 工賃の支払等（就労継続支援B型）</u>	① 利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていない。 ② 1月当たりの工賃の平均額が3千円を下回っている。
<u>10. 工賃の支払等（就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援）</u>	▶ 参考 https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1002-1.html →「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」 （社会福祉法人以外が設置する事業所の場合） ▶ 参考 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000153864.pdf →「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」 （社会福祉法人が設置する事業所の場合）
<u>11. 運営規程</u>	① 従業員の員数（常勤換算で○名以上で可）、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域等が、サービス実態、重要事項説明書の内容と一致していない。 ② 運営規程の変更について、市に届出をしていない。

項 目	内 容
12. 勤務体制の確保等	① 勤務表を作成していない。または、その内容が不十分である。 ※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 ※ 同一法人内の他事業所、多機能型事業所内の複数サービスを兼務する職員の勤務時間を正確に把握し記録してください。 (人員配置を満たしていない場合、利用者全員について人員欠如減算の適用となる場合があります。) ※ 法人役員であっても、事業所の職員として常勤換算等に含める場合は、出勤簿やタイムカード等により勤務実態を記録してください。 ② 研修を実施したが、その記録を作成していない。 ※ 研修の実施日時、参加者、研修内容等がわかる記録を作成してください。 ③ ハラスメント防止のための措置を講じていない。 ※ ハラスメントの内容や行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発してください。 ※ 相談窓口をあらかじめ定め、従業員に周知してください。

項 目	内 容
<u>1 3. 業務継続計画の策定等</u>	① 業務継続計画を策定していない。 ※ 業務継続計画とは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を言います。 ② 事業者が、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（いずれも年1回以上）実施していない。 ※ 施設入所支援は、研修及び訓練をそれぞれ年2回以上実施してください。 ※ 研修及び訓練の記録を作成してください。 ※ 令和6年4月1日より義務化されています。業務継続計画が未作成の場合、減算の規定が設けられました。 ▶ 参考 厚生労働省ホームページ「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html（業務継続計画のテンプレート掲載） ※感染症全般を対象としたものとしてください
<u>1 4. 定員の遵守（就労定着支援、自立生活援助は除く）</u>	○ 定員超過が常態化している。 ※ 定員超過はサービス提供に支障をきたし、利用者からの苦情や、安全性等に不安を感じた従業員からの通報にもつながる事案です。 早急に改善してください。 ※ 減算に至らない範囲の定員超過が認められているわけではありません。
<u>1 5. 非常災害対策（就労定着支援、自立生活援助は除く）</u>	○ 非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成していない。 ▶ 参考「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年・厚生労働省）

項 目	内 容
<u>16. 衛生管理等（就労定着支援、自立生活援助は除く）</u>	○ 感染症が発生し、又はまん延しないための、次に掲げる措置を講じていない。 (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する<u>委員会を定期的に開催（おおむね3月に1回以上）</u>するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための<u>指針を整備</u>すること。 (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための<u>研修及び訓練を定期的に（それぞれ年2回以上）</u>実施すること。 ※ 研修の記録を作成してください。 (4) 新人研修を実施すること。 ※ 新人研修の記録を作成してください。 ※ 令和6年4月1日より義務化されています。
<u>17. 掲示</u>	○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示していない。 ※ 利用者等が自由に閲覧できる形で事業所に備え付けることで掲示に代えることもできます。

項 目	内 容
18. 身体拘束等の禁止 (就労定着支援、自立生活援助は除く)	① 身体拘束等の記録が行われていない。 ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも年1回）に開催していない。 また、その結果について、従業員に周知していない。 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。 ※ 盛り込むべき項目を全て含めてください。 ④ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施していない。 ※ 研修の記録を作成してください。 ※ ①～④のいずれかを実施していない場合、身体拘束廃止未実施減算となります。 ⑤ 身体拘束等の適正化のための新人研修を実施していない。 ※ 新人研修の記録を作成してください。 ▶ 参考 https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/006/p002658.html → 事業者指定の基準 →「令和3年度 障害福祉サービス等報酬改定等 に伴う運営基準の改正について」 （身体拘束等の適正化のための具体的な措置について掲載）
19. 秘密の保持	① 障害者又はその家族の情報が外部に漏れることのないよう、必要な措置を講じていない。 ※ 当該事業所の従業員等が従業員等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時等に取り決めてください。 ② 他の事業者等に対する障害者又はその家族に関する情報の提供について、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていない。 ③ 常勤の一般従業員からしか誓約書の提出等を受けていない。 ※ 役員や非常勤の職員からも提出してもらうことが必要です。

項 目	内 容
20. 苦情解決	① 苦情解決の体制が整備されていない。 ※ マニュアル等により苦情解決の手順等を作成してください。 ② 苦情内容等を記録していない。 ※ 苦情の記録を作成し、その内容を従業者に周知してください。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、<u>苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自主的に行ってください。</u>
21. 事故発生時の対応	① 事故の内容等を記録していない。 ※ 様式はあらかじめ定めてください。 ※ ヒヤリハットについても同様に記録してください。 ② 原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていない。 ▶ 参考「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0422-2.html
22. 虐待の防止	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも1年に1回）に開催していない。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していない。 ※ 研修の記録を作成してください。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者（サービス提供責任者等）を置いていない。 ※ ①～③のいずれかを実施していない場合、虐待防止措置未実施減算となります。 ④ 新人研修を実施していない。 ※ 新人研修の記録を作成してください。

(2) 報酬についての主な指摘事項

報酬算定に係る留意点

- ① 加算の趣旨を理解した上で算定すること。
- ② 加算の要件を満たした上で算定すること。
- ③ 加算の要件を満たす記録を作成すること。

項 目	内 容
<u>1. サービス提供 職員欠如減算 （施設入所支援 は除く）</u>	○ 人員基準上配置すべき員数を満たさない状態で運営している。
<u>2. 人員配置体 制加算 （生活介護）</u>	○ 当該加算を算定するにあたって、人員の配置基準を満たしていない。 ・ 直接処遇職員配置 1.5:1以上（Ⅰ） 1.7:1以上（Ⅱ） 2:1以上（Ⅲ） 2.5:1以上（Ⅳ）
<u>3. 夜間支援等 体制加算 （共同生活援 助）</u>	○ 夜間支援の内容について、個別支援計画に位置付けていない。 ※ 就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等の他、緊急時の対応等を行うなど、必要とされる夜間支援の内容を個別支援計画に記載してください。
<u>4. 日中支援加 算 （共同生活援 助）</u>	① 日中を共同生活援助の外で過ごすことが困難な利用者に対して日中支援を実施する旨を、個別支援計画に位置付けていない。（日中支援加算Ⅰ、Ⅱ） ② 日中活動サービス等を利用することとなっている日に当該サービスを利用することができない、就労している利用者が出勤予定日に出勤できない、以外の理由で算定している。（日中支援加算Ⅱ）

項 目	内 容
5. 入院時支援 特別加算 （宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援）	① 入院の際に支援を実施する旨を、個別支援計画に位置付けていない。 ② 支援内容を記録していない。 ※ 病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや家族等への連絡調整等の支援を行った場合は、その支援内容を記録してください。
6. 長期入院時 支援特別加算 （宿泊型自立訓練、共同生活援助）	① 入院の際に支援を実施する旨を、個別支援計画に位置付けていない。 ② 支援内容を記録していない。 ※ 病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや家族等への連絡調整等の支援を行った場合は、その支援内容を記録してください。
7. 帰宅時支援 加算 （宿泊型自立訓練、共同生活援助）	① 家族等の居宅等において外泊する旨を、個別支援計画に位置付けていない。 ② 支援内容を記録していない。 ※ 利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容について記録してください。 ※ 旅行・友人宅への宿泊は対象外である旨、ご注意ください。
8. 長期帰宅時 支援加算 （宿泊型自立訓練、共同生活援助）	① 家族等の居宅等において外泊する旨を、個別支援計画に位置付けていない。 ② 支援内容を記録していない。 ※ 利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容について記録してください。

項 目	内 容
9. 欠席時対応加算 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型）	○ 利用者の状況、相談援助の内容等を記録していない。 ※ 欠席の理由だけでなく、利用者の状況、相談援助の内容を記録してください。 ※ 家族旅行等前もってわかっている予定や、無断欠席の際に請求してしまった事例があるため、留意してください。
10. 食事提供体制加算（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型）	① 食事の提供を行うことについて、個別支援計画に位置付けていない（短期入所を除く）。 ② 食事の温め等を利用者が自ら行っている。 ※ 食事の温め等は、従業者が行ってください。 ③ 利用者ごとの摂食量を記録していない。 ④ 利用者ごとの体重又はBMIを記録していない。 ※ おおむね6月に1回記録してください。 ※ 利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に要件を満たすこととして差支えありません。その場合は、意向の確認を行った記録を残してください。
11. 医療連携体制加算IX（短期入所） 医療連携体制加算VII（共同生活援助）	○ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、指針の内容を説明し、同意を得ていない。
12. 福祉専門職員配置等加算 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助）	○ 当該加算を算定するにあたって、人員の配置基準（常勤）を満たしていない。 ※ 常勤であった職員が途中から非常勤になる場合など、配置状況が変わった際には特に注意してください。

(3) 所以就労継続支援に関する留意事項

令和7年11月28日付で、厚生労働省より以下の通知が発信されました。
就労系サービスを提供している事業所及び今後開設を予定している事業所におかれましては、下記リンク先の内容を必ずご確認くださいようお願いいたします。

「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66591.html

さいたま市としても、今後ガイドラインを踏まえ、必要な指導監査を行ってまいります。

＜主な確認事項＞

- ・どのような生産活動を提供しているか
- ・利用者が就労に必要な知識及び能力の向上に資するものとなっているか
- ・生産活動収支から利用者に対し賃金・工賃を支払うことが可能となっているか
- ・在宅支援の実態や施設外就労の実態は適切か、等

以下の資料も確認の上、「出席確認票及び確認テスト」をご提出ください。

●「基準省令」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8467&dataType=0&pageNo=1

・[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準\(◆平成18年09月29日厚生労働省令第172号\)](#)

※ 基準省令に記載の関係通知も併せて確認してください。

●「解釈通知」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4746&dataType=1&pageNo=1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）<https://www.mhlw.go.jp/content/001469876.pdf>

※ 解釈通知に記載の関係通知も併せて確認してください。

●「報酬告示」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8477&dataType=0&pageNo=1

●「留意事項通知」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001705650.pdf>

●「人員・設備・運営基準条例」

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第58号）

http://www1.g-reiki.net/saitamat/reiki_honbun/r375RG00001138.html

さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第63号）

https://www1.g-reiki.net/saitamat/reiki_honbun/r375RG00001143.html

【参考】

●「障害者総合支援法」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417AC0000000123

●「児童福祉法」

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000164

●「障害者虐待防止法」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html